



環境影響評価審査書

金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価準備書についての名古屋市環境影響評価条例第22条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成30年3月26日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港においては、これまで金城ふ頭を始めとした埋立地の造成が繰り返し実施されてきたことから、海域環境への累積的な影響が考えられます。

名古屋港が将来にわたって社会の多様な要請に応え、持続可能な発展をしていくためには、港湾機能と環境との共生を実現することが必要であることから、名古屋港港湾計画に示す環境施策等に着実に取り組むことが望まれます。

以上のことを踏まえ、金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価準備書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価書の作成にあたり、以下の事項について対応することが必要です。

1 事業の目的及び内容に関する事項

(1) 事業の位置づけ

事業計画の内容に関して、市民にその必要性や妥当性がよく理解されるよう、本事業の前提となる名古屋港港湾計画の改訂や一部変更の変遷について分かりやすく示すとともに、現状とその課題等について詳細に示すこと。

(2) 工事計画

環境影響評価方法書において7年としていた工事予定期間を、環境影響評価準備書では3年に短縮しており、工事の集中による周辺への環境影響が考えられる。したがって、工事計画の具体化にあたっては、建設機械及び工事関係車両が集中しないよう、工事の平準化等に努めること。

2 予測・評価等に関する事項

(1) 大気質

建設機械の稼働による大気質の予測において、二酸化窒素濃度が環境基準の値を下回るものの、名古屋市の環境目標値を上回る範囲があることから、工事の実施にあたっては、原則として排出ガス対策型の建設機械を使用する等の環境の保全のための措置（以下、「環境保全措置」という。）を講ずることにより、大気汚染物質排出量を低減するよう努めること。

(2) 騒音

建設機械の稼働による騒音の予測において、予測計算の誤りにより、予測結果が 8dB 過大となっていた。予測結果の誤りは環境影響評価の信頼性に大きく関わるので、適切に修正すること。また、修正に伴い、予測・評価等がどのように変わったのかを明らかにすること。

(3) 水質・底質

本事業の予測においては、事業予定地の周辺海域で実施される航路・泊地のしゅんせつ事業を含めていないが、工事中の予測結果において、浮遊物質濃度が、一部の海域で名古屋市の環境目標値を上回ることから、工事期間が重なった場合の水質への影響が考えられる。したがって、工事の実施にあたっては、しゅんせつ工事関係者と綿密に協議、調整するとともに、必要に応じて浮遊物質発生量を低減させるための追加の環境保全措置を講ずること。

(4) 動物

既存資料調査では確認されたスナメリについて、現地調査では確認されていないことにより、重要な種として選定していないが、その調査方法等の詳細が示されていない。したがって、重要な種として選定しない理由について、既存資料調査結果を踏まえて示すとともに、現地調査の妥当性、信頼性を検証できるよう、調査方法を詳細に示すこと。

(5) 生態系

アカエイの抽出理由について、既往資料において多くの確認情報がある等としているが、既往調査及び現地調査において確認された大型肉食性魚類はアカエイに限定されないことから、抽出したことの妥当性が十分に示されているとは言い難い。したがって、アカエイを抽出するに至った考え方が理解できるよう適切に修正すること。

3 事後調査に関する事項

金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る見解書において、埋立てに使用するしゅんせつ土及びしゅんせつ土と改良材を混合した改良土については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和 45 年法律第 136 号)に基づく調査を行い、基準に適合したものをを用いることとしていることから、事後調査にこの項目を追加すること。

4 その他

記載内容に分かりづらい表現や誤りが多いことから、誤りは適切に修正するとともに、調査や予測の条件を詳細に記載するなど、市民に分かりやすい図書となるよう十分に配慮すること。